

## 平成20年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

事業名	重度障害者在宅就労促進特別事業
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>施策目標1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>
事業の概要	<p>在宅の重度障害者を対象にITを活用した企業からの仕事の受注・分配等を行う在宅就労事業者（バーチャル工房）に対して補助を行うとともに、工房を利用する障害者の技術指導等にかかる支援を実施する。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1)有効性の評価</p> <div data-bbox="368 1039 1461 1178" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>平成17年度の重度障害者在宅就労促進特別事業の利用者数は139人であったが、平成18年度は294人と増加しており、在宅就業障害者の就業機会は着実に確保されていると評価できる。</p> </div> <p>(2)効率性の評価</p> <div data-bbox="376 1267 1453 1482" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>就業の機会を得ることができなかった通勤の困難な在宅の重度障害者にとって、在宅就労の場を拡大することは喫緊の課題であったが、本事業により、従来就労が困難であるとされてきた重度障害者が労働者として働くことが可能となり、ひいては本人の経済的な自立にもつながることから、効率性においても高く評価できる。なお、本事業は平成17年度に廃止となったが、事業の趣旨は、障害者自立支援法に規定する地域生活支援事業に引き継がれているところである。</p> </div> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>政策評価を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 在宅雇用者、在宅起業者数	-	-	65人	168人	今後集計 予定
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べによるが、平成19年度の 数値は、平成20年度内に集計予定である。					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 在宅就労の訓練者数	-	-	74人	126人	今後集計 予定
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、社会・援護局障害福祉部障害福祉課調べによるが、平成19年度の 数値は、平成20年度内に集計予定である。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策  
(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
障害者基本計画 (閣議決定) 「Ⅱ 重点的に取り組むべき課題」	平成14年12月24日	急速に進展する高度情報通信社会において障害者の社会参加を一層推進するため、デジタル・ディバイド（ITの利用機会及び活動能力による格差）解消のための取組を推進する。 特に、ITの利用・活用が障害者の働く能力を引き出し経済的自立を促す効果は大きいことから、その積極的な活用を図る。 また、障害者が地域で安全に安心して生活できるよう、ITの活用による地域のネットワークを構築する。